

ご質問	ご回答
-----	-----

### 広告出稿審査全般について

1	<p>広告出稿審査に何日くらいかかりますか？</p>	<p>原則として、受付をしてから4営業日以内に回答いたしますが、場合によってはこれよりも時間がかかる場合があります。余裕をもって申請してください。</p>
2	<p>審査結果はどのような形でもらえますか？</p>	<p>承認可否に関わらず、EメールもしくはFAXで回答します。</p>
3	<p>広告出稿審査の「対象」となるのはどのような広告でしょうか？</p>	<p>次に掲げる(1)(2)の両方に当てはまる広告です。            (1) 無担保無保証の個人向け貸付の広告である。            (2) テレビCM、新聞※、雑誌※、電話帳※のいずれかである。</p> <p>※新聞：全国紙、地方紙、ブロック紙、スポーツ紙、夕刊紙、専門紙            ※雑誌：定期的に刊行しているもの            （自社顧客向けの刊行物、自社パンフレットなどは対象外です）            ※電話帳：東日本電信電話(株)および、西日本電信電話(株)が発行する「タウンページ」および「ハローページ」</p>
4	<p>広告出稿審査の「対象外」となるのはどのような広告でしょうか？</p>	<p>例えば以下のような広告は、広告出稿審査の対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社顧客向けの刊行物</li> <li>・パンフレット</li> <li>・不動産担保の広告※</li> <li>・事業者向け貸付の広告※</li> <li>・チラシ、ダイレクトメール</li> <li>・インターネット</li> </ul> <p>※電話帳に広告を掲載する場合は、不動産担保や事業者向け貸付等、広告出稿審査の対象外広告であっても、協会で事前確認を行います。（詳しくは後述QA「電話帳広告について」をご覧ください）</p>
5	<p>審査対象外の広告であれば、好きに作ってよいのでしょうか？</p>	<p>好きに作ってよいということはありません。            「貸金業者の広告に関する細則」では、インターネットやチラシ等、広告出稿審査の対象外広告についても所定のルールを定めていますので、これに従って対応する必要があります。</p> <p>また、個人向け無担保無保証貸付以外の貸付広告についても、自主規制基本規則の趣旨を踏まえた対応をするように求めています。従いまして、広告の作成時には「貸金業者の広告に関する細則」を順守した対応が求められます。</p>
6	<p>ホームページを作成予定だが、広告出稿審査は必要でしょうか？</p>	<p>広告出稿審査は不要です。</p> <p>(注意)            広告、勧誘をする際に表示等をするホームページアドレス、電子メールアドレス、営業所等の電話番号その他連絡先は、事前の届出義務事項(法第8条1項)ですので、ご注意ください。</p>

ご質問	ご回答
-----	-----

## 申請について

7	既に承認番号を付与された広告で、登録番号の更新回数が増えた場合、再審査申請が必要でしょうか？	登録番号の更新番号のみの変更であれば、再申請は不要です。 ※電話帳広告の場合は、広告周期の更新時毎に広告出稿審査が必要になります。 (No.15ご参照)
8	既に承認番号を付与された広告を、ほんの少しだけ変更するが、再度広告出稿審査申請は必要でしょうか？	キャッチコピーや貸付条件等が1文字でも変更になる場合は、再度広告出稿審査申請が必要とお考えください。 (上記の通り登録番号の更新番号のみの変更であれば、再申請は不要です)
9	広告出稿審査はどのように申請すればよいでしょうか？	申請時の提出資料と提出方法、提出先は以下の通りです。  【提出資料】 ①広告出稿審査申請書(ホームページよりダウンロードしてください) ②原稿(手書きの原稿は受付できません)  【提出方法】 Eメール、郵送、Webフォームのいずれか(新規申請時FAXは不可)  【提出先】 日本貸金業協会 会員業務部 広告審査課  ●Eメールによる提出 koukoku@j-fsajp (件名を「広告出稿審査申請」としてください)  ●郵送による提出 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル3F  ●Webフォームによる提出 <a href="https://area18.smp.ne.jp/area/p/pbsd3rftbr7mbof5/c0vt6D/login.html">https://area18.smp.ne.jp/area/p/pbsd3rftbr7mbof5/c0vt6D/login.html</a>
10	一度に何種類のデザインの原稿を申請できますか？	申請書式の別紙(同Excelファイルの別シート)を使えば10点まで申請できます。
11	申請書にある種別の「新規」「改善分」はどのように考えればよいでしょうか？	●新規:その内容の広告を始めて審査に出す場合。 ※過去に承認された広告の一部変更も新規になります。 ●修正:審査申請を提出した結果、承認されず協会から「改善要請」となった広告原稿を訂正し、再度申請をする場合。
12	原稿のサイズはどのように測ればよいでしょうか？	縦(≡)×横(≡)で広告面積を計算して、申請書に記入してください。 なお、同じ原稿で複数サイズがある場合は、すべてのサイズを記入し、提出する原稿は最小サイズのものをご用意ください。
13	申請書にあるサイズの「一般」「雑報」はどのように区別すればよいでしょうか？	●一般:面積が12,160mm <sup>2</sup> (≡全1段)より大きい広告が該当します。 ●雑報:面積が12,160mm <sup>2</sup> 以下の広告が該当します。

ご質問	ご回答
-----	-----

## 電話帳広告について

14	<p>広告出稿審査対象外の広告ですが、電話帳の発行会社より、協会の確認が必要と言われました。どのようにすればよいでしょうか？</p>	<p>上記「申請について(No.9)」と同じ手順で協会へ申請してください。確認の結果、「審査対象外の広告」と確認された場合は、その旨の通知書をFAXにてお送りします。</p>
15	<p>電話帳広告で、前回掲載時と同じサイズで同じ内容ですが、再度広告出稿審査は必要でしょうか？</p>	<p>電話帳広告については、広告周期(12ヶ月・18ヶ月等)の更新時に掲載を継続する場合、広告出稿審査が必要になります。(広告出稿審査対象外の広告も同様に、更新時毎に事前確認を行います)</p>

## ロゴ・シンボルマークについて

16	<p>ロゴ・シンボルマーク(協会マーク)を使いたいのですが、どうすればよいですか？</p>	<p>「ロゴシンボルマーク使用申請書」をEメールもしくはFAXにてお送りください。 【送信先】 日本貸金業協会 会員業務部 広告審査課 Eメール:koukoku@j-fsa.jp FAX:03-5739-3027</p>
17	<p>ロゴ・シンボルマークはどのように受け取るのでしょうか？</p>	<p>申請書を受付後、記入されたEメールアドレス宛にデータファイルをお送りします。Eメールが使えない場合ない場合は、プリントアウトしたものを郵送します。</p>

## その他

18	<p>文字サイズの9級とはどれくらいの大きさでしょうか？</p>	<p>おおよそ6ポイントになります。 詳しくは広告代理店等にお尋ねください。</p>
----	----------------------------------	--

## 広告出稿審査時に指摘が多い項目

### ■「貸金業者登録番号」の表示

〈表示例〉 **東京都知事 (3) 第99999号**

#### 【記載時の注意事項】

- ① 文字の大きさは9級(6ポイント)以上。
- ② カッコの番号は、広告出稿審査申請時の番号で申請してください。  
登録の更新によりカッコの番号が変更になるだけであれば、再審査は不要です。

### ■「協会審査承認番号」の表示

以下いずれの形式でも構いません。

〈正式表示・フル形式〉 **日金協審査承認番号 000000**

〈正式表示・省略形式〉 **日金協承認 000000**

#### 【記載時の注意事項】

- ① 全一段(縦×横 12, 160m<sup>2</sup>)より大きい広告は、審査承認番号の表示が必要です。
- ② 文字の大きさは9級(6ポイント)以上。
- ③ 数字は6桁。
- ④ フル形式、省略形式ともに「第」「号」は不要です。
- ⑤ 審査申請時は、必ず6桁のダミー数字(000000)としてください。  
(過去の審査で付与された審査承認番号をそのまま表示することは不可。)

### ■「協会会員番号」の表示

以下いずれの形式でも構いません。

〈正式表示・フル形式〉 **日本貸金業協会会員 第999999号**

〈正式表示・省略形式〉 **日金協 999999**

#### 【記載時の注意事項】

- ① 全一段(縦×横 12, 160m<sup>2</sup>)より大きい広告は、協会会員番号の表示が必要です。
- ② 文字の大きさは9級(6ポイント)以上。
- ③ 数字は6桁。
- ④ 省略形式の場合は「第」「号」は不要です。

### ■「相談および苦情窓口」の表示

〈記載例〉

**貸金業務にかかる相談・苦情窓口**  
**日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター**  
**0570-051-051 (指定紛争解決機関)**  
**(受付時間 9:00~17:00 休:土、日、祝日、12/29~1/4)**

#### 【記載時の注意事項】

- ① 全一段(縦×横 12, 160m<sup>2</sup>)より大きい広告は、「相談および苦情窓口」の表示が必要です。
- ② 文字の大きさは9級(6ポイント)以上。
- ③ 視認性確保のため罫線で囲ってください。
- ④ 記載例の項目すべての表示が必要です。
- ⑤ 広告表示の電話番号は、表示例のようにナビダイヤルとなります。

以上

